平成２６年（フ）第２２４号
東京都八王子市川口町1487番地10
破産者　下田　　晃
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４４０号
静岡県沼津市岡一色448番地の１
破産者　有限会社石本家
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３８６号
名古屋市東区主税町４丁目32番地
破産者　株式会社伸
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２９３号
愛知県岡崎市福桶町字柳原13番地１
破産者　有限会社青木鉄工所
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
愛知県豊橋市問屋町６番地６
破産者　滝川株式会社
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２２４号
三重県津市河芸町中瀬164番地４、前住所三重県いなべ市藤原町山口626番地８
破産者　藤田　義文
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２６号
三重県津市香良洲町1814番地１　コーポデルタⅢ501号
破産者　横山　暁見
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３８号
滋賀県草津市東草津１丁目４番33号、前住所三重県鈴鹿市住吉町8224番地　住吉寮Ａ棟526号
破産者　上田　　豊
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７８号
滋賀県高島市安曇川町青柳540番地
破産者　吾光株式会社
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６３号
奈良県天理市石上町598番地の１
破産者　菅野建設株式会社
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１１０号
茨城県稲敷郡美浦村大字土浦74番地５
破産者　石塚　勝徳
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１９号
長野県上田市塩川2570番地　県営住宅
破産者　加藤由美子（旧姓清水）
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４３４号
静岡県伊豆の国市南條1636番地の１
破産者　兼子　滿義
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
静岡県伊豆の国市三福1030番地の３
破産者　呉本美代子
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
長崎県長崎市城山町22番24―303号、開始決定時の住所長崎県長崎市赤迫１丁目７番52―501号
破産者　奥山　英樹
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
長崎県長崎市滑石３丁目44番15号　ハイツ天草203号、旧住所長崎県長崎市鳴見町260番地６
破産者　吉川　幸俊
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
福岡県豊前市大字四郎丸515番地２、開始決定時の住所大分県速見郡日出町781番地13
破産者　大津　威士
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２３２号
札幌市白石区菊水元町３条１丁目３番８号アステルコート401号、住民票上の住所札幌市白石区南郷通６丁目北５番20号　コーポ大進Ｂ―208号
破産者　松橋　龍浩
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３７０号
北海道江別市文京台東町24番地の１　コーポ希望ケ丘106号、開始決定時の住所北海道江別市大麻中町26番地の18　大麻コーポ315
破産者　日吉　克己
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１号
北海道北見市朝日町29番地88、前住所北海道北見市大正127番地18
破産者　髙橋　満則
1　決定年月日　平成26年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係